2年に1度の 高リ半年の 5月31日~8月31日

媒介契約書について

皆さんが、ご自身の住居(不動産)を売却するとき不動産会社に依頼する契約が媒介契約です。媒介契約は、専属専任媒介契約・専任媒介契約・一般媒介契約の3種類があります。

当社建和は創業際期間中、専属専任媒介契約・専任媒介契約を結ばれた住居 (不動産) については仲介手数料を 20%0 f f とさせて頂きます。

尚、期間外であっても期間中に申し込まれた専属専任媒介契約・専任媒介契約期間中(継続可)であれば仲介手数料を引続き **20%0f f f** とさせて頂きます。

期間中専任媒介契約 専属専任媒介契約で 仲介手数料20%0ff





一社)兵庫県宅地建物取引業協会会員 (公社)近畿地区不動産公正取引協議会会員 兵庫県知事免許(2)第11153号

22 (078) 621-4341

インターネットで物件検索 http://www.kenwa.jp